

国民健康保険税 所得定率減免の見直しについて

令和6年12月16日
福祉部保険医療課

所得定率減免について

国民健康保険税の軽減・減免一覧

区分		軽減・減免内容	補填財源	
法令等に基づく軽減	低所得世帯の軽減	7割軽減	一定基準以下の低所得世帯の均等割と平等割を軽減 7割軽減：43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	国・県・市
		5割軽減	5割軽減：43万円+（29.5万円×国保加入者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	国・県・市
		2割軽減	2割軽減：43万円+（54.5万円×国保加入者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	国・県・市
	未就学児均等割軽減	義務教育就学前の子どもの均等割を5割軽減	国・県・市	
	産前産後期間軽減	産前産後の被保険者の所得割と均等割を軽減（4か月分）	国・県・市	
	非自発的失業者軽減	倒産や会社都合の退職者の前年給与所得を30%で算定	県（・市）	
	旧被扶養者軽減	社保→後期移行となる方の被扶養者の保険税を軽減	県（・市）	
条例減免	所得定率減免		低所得世帯の軽減に該当しない世帯所得220万円以下の世帯の均等割と平等割を2割軽減する	市
	特定世帯軽減		後期移行に伴い加入者が1人になる世帯の平等割を軽減	（市）
	一般減免	失業・休廃業	当該年度の総所得が前年の1/2に減少する場合（失業等は世帯主及び被保分、長期療養は本人分）に保険税を減免	市
		長期療養		市
	災害等	住宅等の損害がその価格の3/10以上の場合保険税を減免	市	

所得定率減免について

開始の背景

納付金・標準保険 税率の設定

H30年度から国保の財政運営の主体が愛知県となり、県が各市町村の納付金・標準保険税率を設定する

※標準保険税率 所得割10.68% 均等割45,012円 平等割29,685円
H30保険税率 所得割 7.17% 均等割31,500円 平等割28,400円

赤字解消計画の作 成

国保の財政基盤強化のため、愛知県が市町村の決算補填等が目的の一般会計繰入れ（赤字繰入）解消に向けた計画を作成（本市もH30～R5年度までの解消計画作成）

※決算補填等が目的の一般会計繰入れ（H28年度 0.9億円）
歳入不足分の繰入れ、地方単独の保険税軽減分 など

保険税率を標準保険税率を目標に引き上げ、R5年度までの6年間で削減対象となる一般会計繰入れ（赤字繰入）の解消を目指す



◎ 段階的な保険税率引き上げの影響について、低所得者層の負担を軽減するため、H30年度に所得定率減免を創設（R6:818世帯）

所得定率減免の見直しについて

令和7年度の方針について

段階的な保険税引き上げの完了

○段階的な保険税の引き上げにより、赤字繰入が解消

※赤字は解消したが、R5よりコロナ禍の影響を見極めつつ、減免見直しの検討を行う

※所得を基準とした一律の減免は、所得に見合う税負担の観点から、国が見直しを促す

国の軽減対象の拡大

○国の法定軽減対象者の拡大による市独自減免対象者の減少
(R1:1,252人→R6:1,037人)

※同様の減免を実施する4市のうち2市は終了
(非課税世帯など条件付きの減免は9市)
↑自治体の独自減免による収入減を補填する税負担（一般会計繰入れ）の見直し

◎ 所得に応じた保険税負担を求めることで、賦課の公平性を確保

◎ 国保の財政基盤の強化と、税負担（一般会計繰入れ）の適正化

を目的に**市独自の所得定率減免を終了**する

(参考) 国民健康保険の財政状況の推移

国民健康保険税の推移 (決算)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
所得割(%)	7.17	8.14	9.05	10.05	10.72	11.73
均等割(円)	31,500	35,500	39,200	39,200	46,400	52,600
平等割(円)	28,400	29,000	29,200	29,200	30,200	32,300
保険税収入(千円)	844,226	893,184	940,313	935,086	1,011,490	1,064,464

一般会計繰入金の推移 (決算)

(単位：千円)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
一般会計繰入金	467,017	445,461	395,247	317,057	278,207	300,670	
法定外繰入	赤字繰入	259,218	188,115	78,500	56,905	0	0
	その他	28,160	67,022	117,853	59,384	61,689	62,080
(参考)上記その他のうち 所得定率減免相当分	—	(11,634)	(12,601)	(11,909)	(12,440)	(13,407)	

◎ 段階的な保険税率引上げにより、赤字繰入はR4までで解消

(参考) 所得定率減免の状況について

所得定率減免の対象者数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
世帯数 (世帯)	983	924	957	931	892	853	818
対象者数 (人)	—	1,252	1,267	1,194	1,117	1,094	1,037
減免額 (千円)	—	11,634	12,601	11,909	12,440	13,407	12,756

(参考) R6総数5,287世帯、7割軽減：1,182世帯、5割軽減：593世帯、2割軽減：550世帯 (計2,325世帯、44%)

低所得者に係る保険税軽減措置(法定減免)の見直し

低所得者の保険税軽減措置は毎年見直しが行われ、軽減判定基準額が上昇

(H30軽減判定基準額) ※特定同一世帯所属者含む

7割軽減	<u>33万円</u>
5割軽減	<u>33万円</u> + (<u>27.5万円</u> ×国保加入者数※)
2割軽減	<u>33万円</u> + (<u>50.0万円</u> ×国保加入者数※)

(R6軽減判定基準額) ※特定同一世帯所属者含む

7割軽減	<u>43万円</u> +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	<u>43万円</u> + (<u>29.5万円</u> ×国保加入者数※)+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	<u>43万円</u> + (<u>54.5万円</u> ×国保加入者数※)+10万円×(給与所得者等の数-1)